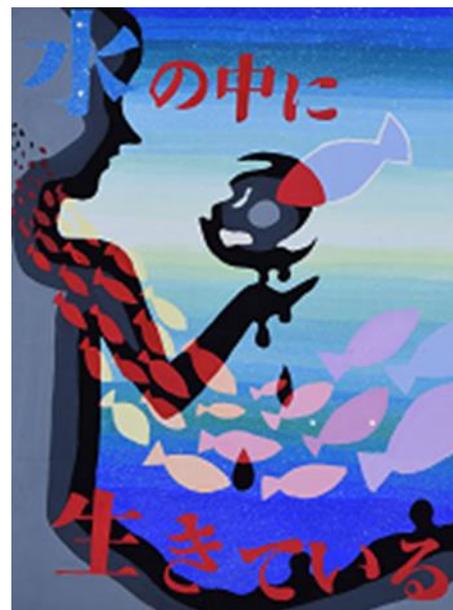


環境を守り、育て、子どもたちに 引き継ぐための計画

～第2次鳥栖市環境基本計画(改訂版)～



(案)



市長挨拶

作成中

環境を守り、育て、子どもたちに引き継ぐための計画
～ 第2次鳥栖市環境基本計画（改訂版）～

目次

第1章 計画の基本的事項	1
計画改定の趣旨	3
改定の基本的な考え方	3
計画の役割	3
計画の位置づけ	4
計画の期間	4
第2章 計画がめざすもの	5
計画の理念	7
めざすべき環境将来像	8
取組で重視する3つの視点	10
第3章 理念の実現に向けた取組	11
この章の見方について	13
取組の体系	14
<取組の柱1> みどり・生き物を大切にする	16
<取組の柱2> 水を大切にする	18
<取組の柱3> きれいな街なみをつくる	20
<取組の柱4> 住環境を守る	22
<取組の柱5> 地球温暖化を防ぐ	24
<取組の柱6> ごみを減らす	26
<取組の柱7> 行動する人を育てる	28
<取組の柱8> 環境を守る取組を応援する	30
第4章 計画の進行管理	33
進行管理の体制	35
進行管理の考え方	36
進捗状況の公表	36
資料編	37
鳥栖市環境基本条例.....	39
計画の策定経過.....	42
鳥栖市環境審議会名簿.....	43
鳥栖市環境審議会からの答申.....	44
鳥栖市環境基本計画推進会議名簿.....	45
市民・事業者アンケート.....	46
市民活動団体との意見交換会.....	46

第1章

計画の基本的事項

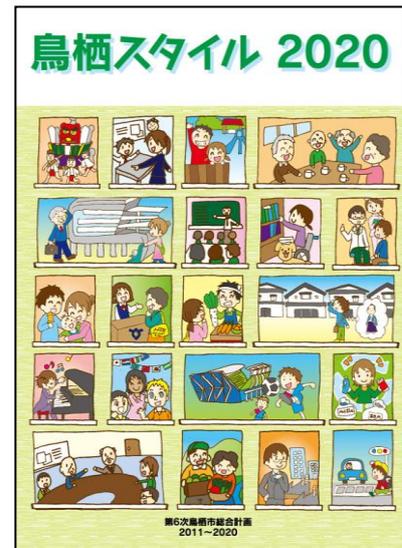
- 計画改定の趣旨
- 改定の基本的な考え方
- 計画の役割
- 計画の位置づけ
- 計画の期間

計画改定の趣旨

本市は、平成24年3月に「第2次鳥栖市環境基本計画」の策定を行い、同計画に基づく環境保全の取組を進めてきました。

本計画は、平成24年度から平成33年度までの10年間の計画期間としています。

これまで「環境レポート」及び「環境事業計画書」による毎年の進捗把握を行っており、計画の中間年である平成28年度にあたって、第6次鳥栖市総合計画後期基本計画との関係性を整理するとともに、目標の達成状況や取組の進捗評価、社会状況の変化等に対応するため、現行計画の見直しを行うものです。



第6次鳥栖市総合計画

改定の基本的な考え方

計画期間の中間年での見直しとなることから、基本計画の骨格である「計画の理念」や「めざすべき環境将来像」などの「計画が目指すもの」については変更せず、平成28年度時点での計画の進捗状況と評価、社会・経済等の変化を踏まえた部分的な見直しとします。

このため、計画文中における変更事項に伴う文言の修正をはじめ、本計画内の図表データを最新のデータに置き換え、計画策定時から今日までの各種データの推移及び現況数値と平成33年度の目標値との比較を行い、本計画の進捗状況と今後の取組への課題を明確にするため現計画の改定を行いました。

計画の役割

本計画の役割は以下の通りです。

① 鳥栖市環境基本条例の基本理念を実現する

本計画は、鳥栖市環境基本条例に基づき定めるものです。条例の理念である「良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していく」ことを実現するための計画です。

② 第6次鳥栖市総合計画を環境面から実現する

本計画は「第6次鳥栖市総合計画」に示された6つの「まちづくりの基本目標」のうち、主に「1. 自然との共生を図り、快適な生活を支えるまち」を担います。

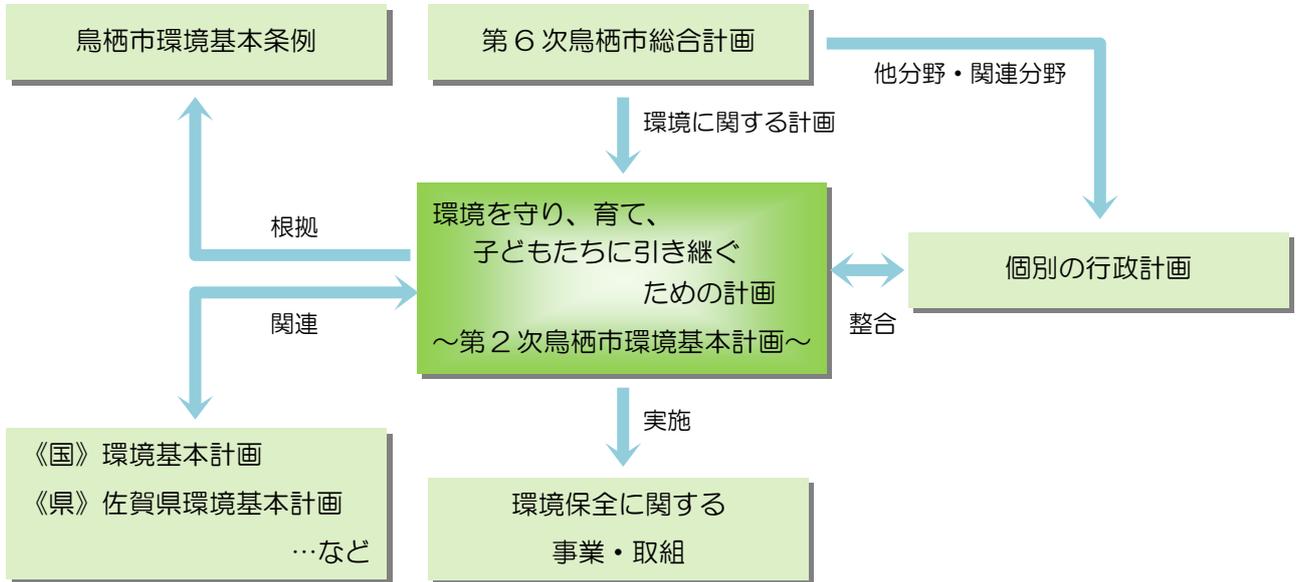
他の行政計画を策定する際や、事業・取組を行う際に、環境保全の観点で、本計画との整合を図ります。

③ 市民・事業者・行政が一体となって取組を進めるための指針となる

市民・事業者・行政が、それぞれの立場で、あるいは協働して環境保全の取組を実行する上での指針となるものです。

計画の位置づけ

本計画は、鳥栖市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのマスタープランとして位置づけられます。



計画の期間

計画期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間を基本とし、平成28年度は、計画期間の中間年に当たるため、計画の見直しを行いました。

改定後の計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。ただし、計画の進捗状況や鳥栖市を取りまく環境・社会状況の変化に合わせ、随時見直しを行います。

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
区分	第2次環境基本計画(前期)				見直し	第2次環境基本計画(後期)				

第2章

計画がめざすもの

- 計画の理念
- めざすべき環境将来像
- 取組で重視する3つの視点

計画の理念

今日の環境問題は、私たち個々の生活・経済活動にともなう負荷に起因する部分が多くなっています。また、地球温暖化に代表されるように、現世代では目立った影響が現れず、将来世代で現れることが特徴です。

現在あるいは将来起こりうる、鳥栖市の様々な環境に関する課題を想定し、必要な対策・予防策をとることは、私たち現世代の責務であり、この意識を、私たち市民一人ひとりが共有することが必要です。

この意識は、総合計画の取組として挙げられている「環境を守り、育て、子どもたちに引き継ぎます」という言葉に、端的に表されています。本計画では、これを計画の理念として位置づけます。本計画は、いわば「環境を守り、育て、子どもたちに引き継ぐための計画」です。

《 本計画の理念 》

**私たち市民一人ひとりが、
環境を守り、育て、
子どもたちに引き継ぎます**

めざすべき環境将来像

ここでは、将来世代に引き継ぐべき環境のイメージとして、4つのめざすべき環境将来像を示しています。

《 環境将来像① 》豊かな自然の恩恵をうけるまち

- ★鳥栖市を特徴づける山地・丘陵などの多様な自然環境・生態系が、良好な状態に保全されています。
- ★街なかにおいても、生垣や花壇、公園の緑など、身近な自然とふれあうことができます。
- ★人々が水の大切さを理解し、節水や水質の保全に努めています。そのため、川や池がきれいに保たれています。
- ★川にはごみが落ちていません。人々が身近な川や生き物に親しみを感じています。
- ★人々が自然の価値を理解し、その恩恵を受けるとともに、環境保全の活動に積極的に参加しています。

《 環境将来像② 》健康で快適に暮らせるまち

- ★人口は今より増えていますが、無秩序な市街化が避けられ、自然と調和した街なみが広がっています。
- ★建物や広告物の多くは、色彩や高さが景観に配慮したものとなっています。
- ★街の美化活動が広がっており、ポイ捨てや不法投棄が減少しています。
- ★エコドライブ^{※1}や、徒歩・自転車・公共交通機関などの利用が普及しています。大気汚染や騒音など、車に由来する環境問題は減少し、きれいな空気と静かな生活環境があります。

こんなとすになつたらいいな！



^{※1} エコドライブ：停車時にアイドリングストップをする、急加速を少なくする、エアコンの使用を控えめにするなど、環境に配慮した自動車の運転のこと。

《 環境将来像③ 》一人ひとりが環境負荷の削減に努めるまち

- ★市民・事業者それぞれが、生活・事業活動に伴うエネルギーや資源の使用量を認識し、その低減に努めています。
- ★「もったいない」の精神が多くの市民・事業者に広がり、ごみの発生が抑制され、資源循環型社会が形成されています。
- ★買い物の際は、多くの人が、省エネルギー型の製品や、環境に配慮した商品・サービスを選んで購入しています。
- ★住宅・事業所・工場などの設備は、エネルギー効率が高く、CO₂排出量が少ないものに順次切り替わっています。
- ★人口が増え、まちが発展していますが、市民1人当たり、事業所1社当たりのエネルギー使用量やごみ排出量は低い水準を維持しています。

《 環境将来像④ 》自ら環境を守り、それを支えていくまち

- ★教育現場では、自然体験活動などの豊かな環境教育が行われています。成長した子ども・若者たちの中から、次世代の環境リーダーを担う人材が生まれています。
- ★環境教育の場として、図書館・リサイクルプラザ・地区公民館（まちづくり推進センター）・事業所など、様々な場所が活用されています。市民活動団体^{※2}や事業者などが、環境教育の講師として活躍しています。
- ★環境情報が身近なものになり、環境を守るために行動する人が増えています。また、街なかで「環境」に関する会話がふえています。
- ★市民活動団体が新しい公共の担い手として活躍しています。市民・事業者・行政との交流拠点として、とす市民活動センターが活用されています。
- ★事業者が環境配慮の意識が浸透し、環境保全と経済活動の両立がなされています。また、事業者が環境に配慮した商品・サービスをつくり、消費者がそれを購入しています。

※2市民活動団体：本計画では、自治会やPTAなど、居住地域の市民が参加し、当該地域の課題に対する活動を行う組織である地縁的団体と、ボランティア団体やNPO法人など、有志が参加し、特定のテーマに特化した活動を行う志縁的団体を総称している。

取組で重視する3つの視点

ここでは、様々な環境保全の取組を進めていく上で、重視すべき3つの視点を示します。
市民・事業者・行政の主体いずれもが、これらの視点をもって環境保全の取組を進めることで、より大きな効果を上げることが期待されます。

《 視点① 》 子どもたちも参加しよう！

将来の鳥栖市を担う子どもたちが、地域の身近な環境問題から地球規模の環境問題に至るまで、彼ら自身で考え行動できる能力をもてるよう、必要なことを伝えていくことが私たち現世代の責務です。

そのために様々な教育や体験を豊かにしていく必要がありますが、それは教育現場のみで行われるものではありません。家庭や地域、もしくは事業者が提供する商品・サービスなど、子どもたちがふれる様々な体験を通して、環境に配慮できる心を育てていくことが重要です。

《 視点② 》 他の主体と協働しよう！

鳥栖市では「市民協働指針」（平成19年2月策定）に基づき市民協働のまちづくりを進めています。近年の環境問題は因果関係が複雑になってきており、必ずしも行政だけで解決できるとは限りません。環境問題の解決には、市民・事業者・行政などの様々な主体が、互いの立場・役割を理解し、積極的に協働により取り組む必要があります。協力して共通の課題を解決していくことで、効率化や活動基盤の強化が期待されます。

《 視点③ 》 積極的に情報発信しよう！

どのようなよい取組であっても、それが知られなければ、環境保全活動は広がっていきません。環境情報を積極的に発信していくことが重要です。環境情報が鳥栖市内で行き交うことで、「環境」がより身近なコミュニケーションのテーマとなりうでしょう。また、情報を発信することで、他の人や社会全体の行動や考え方を変えていくこともできます。

情報発信の方法として、従来のテレビ・新聞・ラジオ・広報誌などといったメディアに加え、インターネットの普及により、今は、誰でも簡単に発信することも可能になっています。

第3章

理念の実現に向けた取組

- この章の見方について
- 取組の体系
- 〈取組の柱 1〉 みどり・生き物を大切にする
- 〈取組の柱 2〉 水を大切にする
- 〈取組の柱 3〉 きれいな街なみをつくる
- 〈取組の柱 4〉 住環境を守る
- 〈取組の柱 5〉 地球温暖化を防ぐ
- 〈取組の柱 6〉 ごみを減らす
- 〈取組の柱 7〉 行動する人を育てる
- 〈取組の柱 8〉 環境を守る取組を応援する

この章の見方について

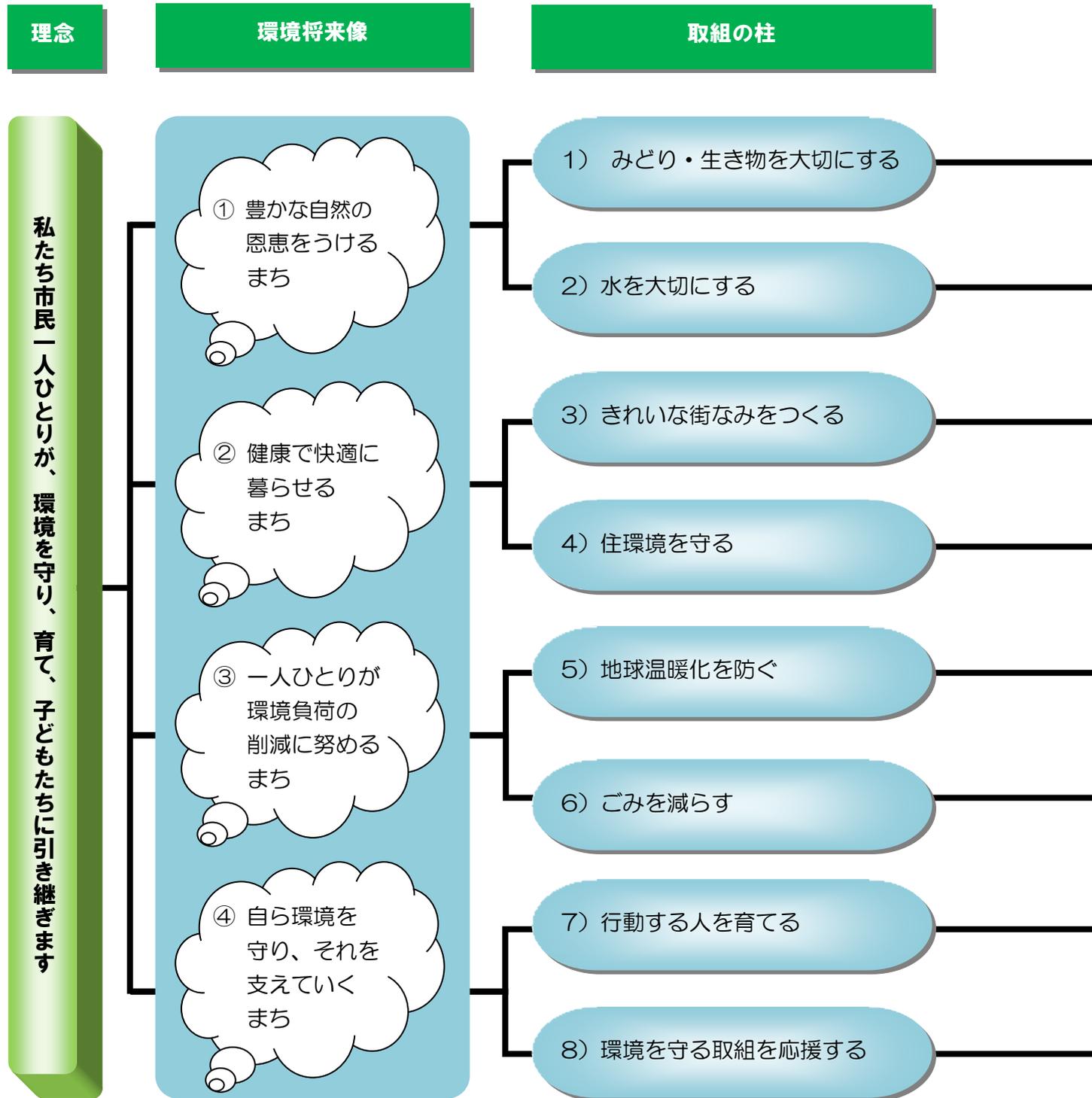
この章では、本計画の理念「私たち市民一人ひとりが、環境を守り、育て、子どもたちに引き継ぎます」(7ページ)のもと、環境将来像(8~9ページ)の実現に向けた取組を示します。

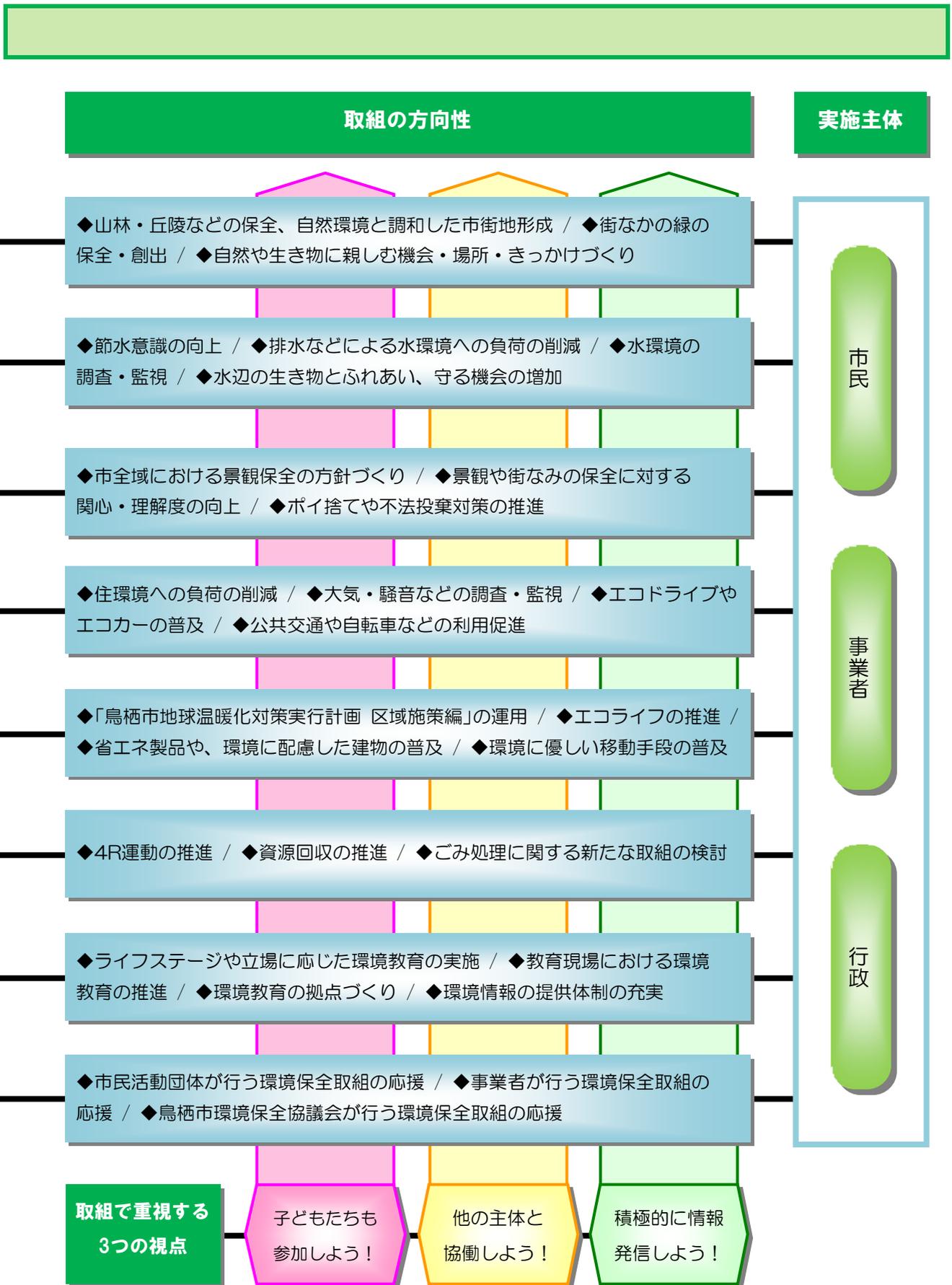
取組の体系を14~15ページに、各取組の内容を16ページ以降に示します。

< 取組の内容(16ページ以降)における各項目の説明 >

- | | |
|-------------|--|
| ☆取組の柱 ----- | 本計画で進める全ての取組を、環境課題の種類に応じ、8つの「取組の柱」に分けています。 |
| ☆取組の方向性 -- | 「取組の柱」ごとの取組の方向性を示しています。 |
| ☆現状と課題 --- | 環境の現状や課題について、各種調査をもとに整理しています。 |
| ☆取組の目標 --- | 「取組の柱」で掲げたことが達成されているかどうかを把握する指標です。計画期間終了時(平成33年度)の目標を設定しています。 |
| ☆各主体の取組 -- | 各主体(市民・事業者・行政)が行う取組です。
なお、取組で重視する3つの視点(10ページ)を取り入れることで、より大きな効果が期待できる取組には、以下のマークをつけています。 |
- 【子】… 子どもたちも参加しよう!
 - 【協】… 他の主体と協働しよう!
 - 【情】… 積極的に情報発信しよう!

取組の体系





第3章 理念の実現に向けた取組

<取組の柱1> みどり・生き物を大切にする

取組の方向性

- ◇ 山林・丘陵などの保全、自然環境と調和した市街地形成
- ◇ 街なかの緑の保全・創出
- ◇ 自然や生き物に親しむ機会・場所・きっかけづくり

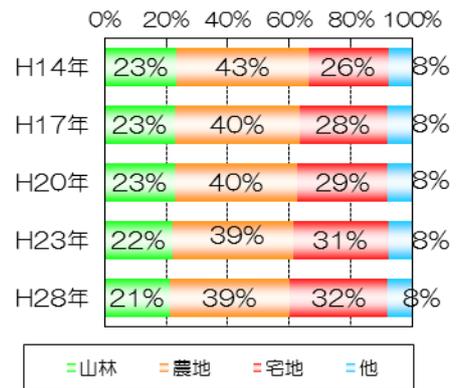
現状と課題

鳥栖市は、豊かな自然環境を保持しつつ、都市機能が効果的に集積した市街地を維持・形成するため、都市計画による規制と誘導を行うことで、機能的で住みやすいまちづくりを進めていますが、人口の増加に伴う開発などにより山林や農地の面積は徐々に減少しています。

今後も、地理的優位性を背景にし、人口増加による宅地開発や計画が進んでいる「新産業集積エリア」の整備により市街化が進むと予想されるため、総合計画に示された「自然環境と調和した計画的な土地利用を促進します」の取組の展開が重要となります。

市民アンケートによれば、「自然とのふれあいやすさに関する市民満足度」（満足+やや満足）は24%で、前回（H23年度）と比べて、4%増加しています。また、半数以上が環境保全活動への参加意欲を示しています。

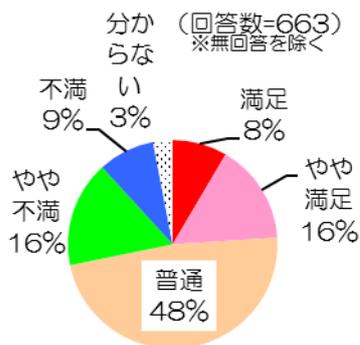
自然を守る意識・行動の普及のためには、自然環境を身近に感じる事が第一歩です。そのためには、自然や生き物に親しむイベントへの参加など、自然とふれあう機会を増やしていくことが必要です。



土地利用^注の割合

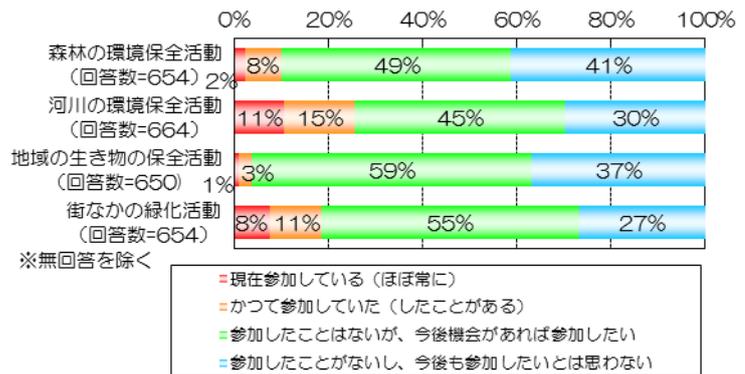
（注：登記されている土地について集計したもの）

資料）鳥栖市固定資産概要調書



自然とのふれあいやすさに関する市民満足度

（平成28年度 市民アンケート結果）



環境保全活動への参加意欲

（平成28年度 市民アンケート結果）

取組の目標

指標	策定時（H23年度）	現状（H28年度）	目標（H33年度）
自然とのふれあいやすさに関する市民満足度	20%	24%	30%
緑の豊かさに関する市民満足度	40%	42%	50%

注：市民満足度は、市民アンケートによる「満足」と「やや満足」の合計割合。

各主体の取組

取組の方向性	市民の取組	事業者の取組	行政の取組
山林・丘陵などの保全、自然環境と調和した市街地形成	<ul style="list-style-type: none"> ◆自然環境保全活動に参加します。【子】 <p><市民活動団体など></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆山林・丘陵などをフィールドとする環境保全活動を企画・実施します。【協】【情】 	<ul style="list-style-type: none"> ◆山林・丘陵などをフィールドとする自然環境保全活動を企画・実施します。【協】【情】 	<ul style="list-style-type: none"> ◆山林・丘陵などの自然環境を保全します。【協】 ◆「第6次鳥栖市総合計画」で示される土地利用計画などに基づき、自然環境と調和した市街地形成を誘導します。
街なかの緑の保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> ◆生垣・花壇・緑のカーテンづくりを進めるとともに、既にある樹木を守ることで、身の回りの緑や花を増やします。【子】 	<ul style="list-style-type: none"> ◆敷地や建物の緑化を進めるとともに、既にある樹木を守ることで、身の回りの緑や花を増やします。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市街地に残る貴重な樹林地や名木を保全します。【情】 ◆道路や公共施設の緑化を進めるとともに、住宅や事業所に対する緑化の普及啓発を進めます。【情】
自然や生き物に親しむ機会・場所・きっかけづくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆近所の公園や、朝日山、市民の森などへ出かけ、自然と親しみます。【子】 ◆自然や生き物に親しむ活動へ積極的に参加します。【子】 	<ul style="list-style-type: none"> ◆自然や生き物に親しむ活動へ積極的に参加・協力します。【協】 ◆従業員や顧客に対し、自然に親しむ機会を提供します。【情】 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民のレクリエーションの拠点となる場を整備します。(例：四阿屋、市民の森、公園など)【情】 ◆市全域の自然環境・生き物の情報を把握し、分かりやすく紹介します。【協】【情】 ◆市民が自然環境保全活動に参加する機会を増やします。【協】【情】



教えて!とっとちゃん … 「クールチョイス」って何?



「COOL CHOICE (クールチョイス)」は、2030年度(平成42年度)の温室効果ガスの排出量を2013年度(平成25年度)比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策のためのあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のことだよ。

身の回りのものを選ぶとき、例えば、省エネ家電を買う、公共交通機関を利用する、クールビズ・ウォームビズをライフスタイルに取り入れるなど、未来のために「賢い選択」をしてみようよ。
日頃の小さな選択が未来を大きく変えていくよ。
ロゴマークもクールでかっこいいね!



未来のために、いま選ぼう。

<取組の柱2> 水を大切にす

取組の方向性

- ◇ 節水意識の向上
- ◇ 排水などによる水環境への負荷の削減
- ◇ 水環境の調査・監視
- ◇ 水辺の生き物とふれあい、守る機会の増加

現状と課題

鳥栖市内には多くの中小河川や水路があり、人と水との物理的な距離はそれほど遠くありません。河川水質も比較的良好です。

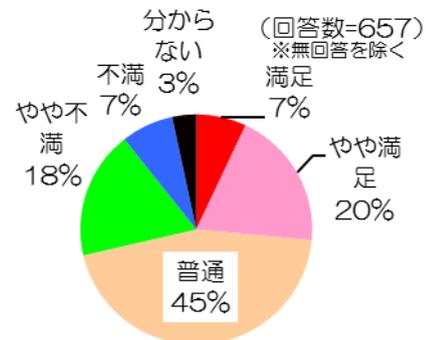
また、市民アンケートによれば、「川の美しさに関する市民満足度」（満足+やや満足）は27%で、前回（H23年度）と比べて、7%増加しています。理由として、下水道の普及等により水洗化が促進され、生活排水が適正に処理されたことによる水質改善が考えられます。一方で不満の理由にはごみが浮遊している、草木が生い茂り近づきにくいなど、親水性に欠けることが考えられます。

良好な水環境を守るには、水源かん養機能をもつ山林の保全などの“水循環を維持する対策”と、生活排水・工場排水対策や、農地での肥料・農薬の削減などの“水質を守る対策”、さらに、川の清掃や、生き物が住みやすい水辺づくりなどの“親水性を高める取組”を進めることが重要です。

同時に、私たち自身が水資源を大切に使い、水を汚さず、水辺やそこに住む生き物に関心をもつことも必要です。

水質環境基準（BOD75%値）の達成状況
（資料：佐賀県）

測定点	環境基準 (mg/L)	年度別 75%値	
		H22	H27
酒井東橋（宝満川）	3	2.4	0.9
飯田橋（秋光川）	3	1.1	0.8
酒井西上橋（大木川）	3	1.3	0.9
鹿児島線下（轟木川）	3	0.8	0.6
大木橋（大木川）	2	1.1	1.3
鳥南橋（安良川）	2	0.8	0.6
浮殿橋（沼川）	2	1.6	0.5



川の美しさに関する市民満足度
（平成28年度 市民アンケート結果）

取組の目標

指標	策定時（H23年度）	現状（H28年度）	目標（H33年度）
川の美しさに関する市民満足度	20%	27%	30%
水質環境基準（BOD75%値 ^{※3} ）の達成度	7地点中7地点で達成	7地点中7地点で達成	全地点で達成

注：市民満足度は、市民アンケートによる「満足」と「やや満足」の合計割合。

水質環境基準の評価対象地点は、県の測定地点（現状は酒井東橋、飯田橋、大木橋、酒井西上橋、鹿児島線下、鳥南橋、浮殿橋の7箇所）。また、今後、測定地点箇所数が変動すること考えられるため、平成33年度時点の測定地点全てにおいて達成することを目標としています。

※3 BOD75%値：BOD（Biochemical Oxygen Demand：生物化学的酸素要求量）とは、水中の有機物が微生物により分解される際に消費される酸素量のこと。数値が大きくなると有機物などによる水質の汚染が進んでいることになる。75%値とは、1年間の観測値を低い順に並べて75%目に相当する値。

各主体の取組

取組の方向性	市民の取組	事業者の取組	行政の取組
節水意識の向上	◆水資源を有効に使います。(例：こまめな節水) 【子】	◆水資源を有効に使います。(例：こまめな節水)	◆市民・事業者に対し、節水の普及啓発を進めます。【情】
排水などによる水環境への負荷の削減	◆生活の中で発生する環境負荷を減らします。(例：油を流さない、洗剤を少なめにするなど) 【子】 ◆下水道供用開始区域では、下水道に接続します。	◆事業活動に伴って発生する排水などを減らします。 ＜農業者など＞ ◆農薬や肥料の使用を、できる限り減らします。	◆環境負荷の発生源となる工場・事業所に対し、法令に基づく指導や啓発を行います。 ◆生活排水対策（公共下水道・合併浄化槽・農業集落排水）の整備、普及啓発を進めます。 【情】
水環境の調査・監視	◆行政が行う水質調査などに協力します。【協】	＜製造業者など＞ ◆工場・作業場などから発生する排水などの実態やその低減対策の情報を積極的に開示します。【情】	◆水質・有害化学物質などの環境調査を行います。県や周辺市町と連携し、観測体制の充実を図ります。【協】【情】
水辺の生き物とふれあい、守る機会の増加	◆水環境保全活動に積極的に参加します。(例：川の清掃活動、川の生き物観察会など) 【子】 ＜市民活動団体など＞ ◆山林・川・池などをフィールドとする水環境保全活動を進めます。 【協】【情】	◆市民活動団体などが行う水環境保全活動に対し、積極的な支援・協力を行います。【協】	◆水環境保全活動を行います。【協】【情】 ◆生き物の生息環境に配慮した水辺空間の整備を進めます。



教えて！とっとちゃん … 「生物多様性」の話



「生物多様性」とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことだよ。

地球上の生きもの 40 億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きているんだね

生物多様性条約では、次の3つのレベルの多様性があるとしているよ！

- ①生態系の多様性…森林、河川、湿原、干潟などいろいろなタイプの自然があるよ。
- ②種の多様性…動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生き物がいるよ。
- ③遺伝子の多様性…同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形、模様、生態などに多様な個性があるよ。

生きものと共生する地域づくりが重要だね。みんな、つながっているんだよ！

<取組の柱3> きれいな街なみをつくる

取組の方向性

- ◇ 市全域における景観保全の方針づくり
- ◇ 景観や街なみの保全に対する関心・理解度の向上
- ◇ ポイ捨てや不法投棄対策の推進

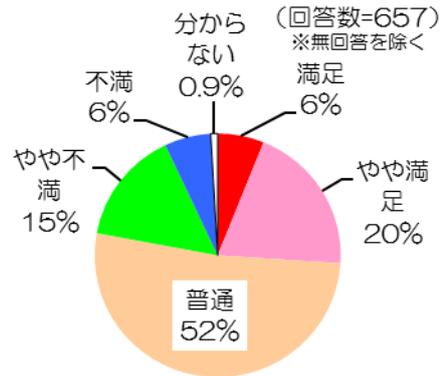
現状と課題

鳥栖市内には、北西部の山なみ、南部の田園風景、市街地を流れる川や水路、長崎街道沿いの旧宿場町などがあり、これらが独自の街なみを形成しています。

幹線道路では大きな広告物が目立ちます。また、高層マンションが増えました。マンションなどの増加は、街なみに少なからず影響を与えと考えられます。

市民アンケート結果によれば、「街なみの美しさに関する市民満足度」（満足+やや満足）は **26%**であり、**前回（H23年度）と比べて、3%増加しています。**しかし、その一方で「まちの清潔さ」の満足度の割合が低くなっています。

不法投棄の発覚件数は増えており、ポイ捨ては、依然としてなくなっていません。不法投棄防止のためには、不法投棄を「させない」「許さない」雰囲気づくりが重要であり、まちの美化環境保全には、道路里親制度などの市民ボランティアの協力が欠かせないものになっています。



街なみの美しさに関する市民満足度
(平成28年度 市民アンケート結果)



長崎街道の面影を残す街なみ



心ない不法投棄

取組の目標

指標	策定時（H23年度）	現状（H28年度）	目標（H33年度）
街なみの美しさに関する市民満足度	23%	26%	35%
道路里親制度 ^{※4} の登録団体数	13団体	18団体	23団体

注：市民満足度は、市民アンケートによる「満足」と「やや満足」の合計割合。

※4 道路里親制度：市民が、市道の里親となり、ボランティアで草刈・清掃など美化活動や、陥没などの情報の提供を行う制度。

各主体の取組

取組の方向性	市民の取組	事業者の取組	行政の取組
市全域における景観保全の方針づくり	◆景観保全の方針づくりに協力します。【協】	◆景観保全の方針づくりに協力します。【協】	◆市全域における景観保全の方針をつくります。【協】
景観や街なみの保全に対する関心・理解度の向上	◆住宅を新築・改築する際には、周辺の街なみに配慮した外観や色彩にします。 ◆街の景観に関心を持ち、景観資源（川・名木・街道など）を大切にします。【子】 ◆必要に応じ、地区計画制度 ^{※5} などのしくみを活用し、地域単位で景観資源を保全します。【協】	◆事業所を新築・改築する際や、看板などの広告物を設置する際には、周辺の街なみに配慮した外観や色彩にします。	◆市民が郷土の景観・街なみに対し、関心・愛着をもち理解を深められるよう、普及啓発を進めます。（例：シンポジウムなど）【情】 ◆郷土の景観・街なみを、学校教育や観光振興の題材としても活用します。【情】 ◆地域単位の景観づくりを支援します。（例：建築協定 ^{※6} 、地区計画制度）【協】
ポイ捨てや不法投棄対策の推進	◆個人や地域単位で、街の美化活動に積極的に参加します。（例：道路里親制度）【子】【協】	◆街の美化活動に積極的に参加します。（例：道路里親制度）【協】【情】	◆不法投棄防止のためのパトロールを行います。【協】【情】 ◆関係機関や近隣自治体と連携し、監視体制を強化します。【協】



教えて!とっとちゃん …「割れ窓理論」小さなごみからコツコツと



ポイ捨てや不法投棄を無くすにはどうしたらいいのだろう？ そのヒントが、環境犯罪学で提唱されている「割れ窓理論」にあるよ！ これは、割れたままの窓を、たった1つでもほったらかしにしておくと「誰も注意を払っていない」という象徴となり、やがて他の窓も全て壊されるという考え方からきているんだ。

一人ひとりが小さなごみでも捨てずに、こまめに拾い、常に清潔な環境を保つことで、大きなごみや不法投棄を抑制する効果が出てくるといことなんだね！

※5 地区計画制度：地域特性に応じた良好な環境づくりをめざし、土地所有者などと行政が協働で、建築物の規模や形態の制限などのきめ細かいルールをつくり、都市計画に定める制度。

※6 建築協定：一定の区域の土地所有者などが、自分たちの建物の用途や高さなどのルールを定め、協定として締結する制度。

<取組の柱4> 住環境を守る

取組の方向性

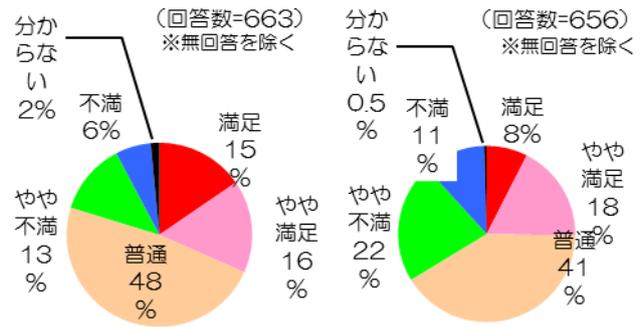
- ◇ 住環境への負荷の削減
- ◇ 大気・騒音などの調査・監視
- ◇ エコドライブやエコカー※7の普及
- ◇ 公共交通や自転車などの利用促進

現状と課題

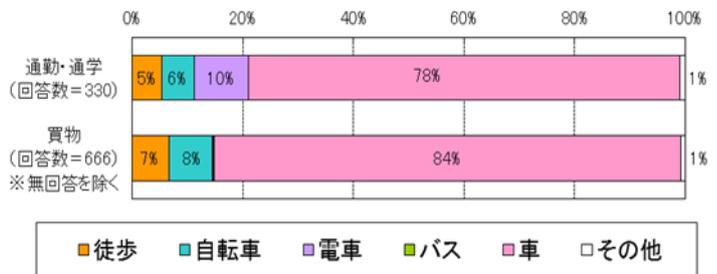
市民アンケートによれば、「空気のきれいさに関する市民満足度」（満足+やや満足）は31%であり、**前回（H23年度）と同じです**。また、「静けさに関する市民満足度」（満足+やや満足）は**26%**であり、**前回（H23年度）と比べて、5%増加しています**。しかし、この2項目は、「5年前とくらべて」の項目で、その満足度は**低いものになっています**。国道等の幹線道路の交通量は依然として多く、渋滞発生箇所や沿道の地域では交通騒音や自動車の排気ガスが課題となっています。

市民アンケートによれば、**通勤・通学の移動手段の78%、買物の移動手段の84%が車**を利用しています。車の利用率は、全体の約8割となっており、その割合は**前回（H23年度）と変わらない状況です**。

公共交通への利用転換を進めるためには、地域公共交通の利用促進のために、関係機関が連携を図っていくことが必要です。



空気のきれいさ（左）と 静けさ（右）に関する市民満足度
（平成28年度 市民アンケート結果）



通勤・通学および買物時の交通手段
（平成28年度 市民アンケート結果）

取組の目標

指標	策定時（H23年度）	現状（H28年度）	目標（H33年度）
大気環境基準の達成度	2地点中1地点で非達成項目あり	2地点中1地点で非達成項目あり	全地点で達成
空気のきれいさに関する市民満足度	31%	31%	40%
騒音環境基準の達成度	2地点中1地点で達成	2地点中2地点で達成	全地点で達成
静けさに関する市民満足度	21%	26%	30%

注：大気環境基準の評価対象地点は、県の測定地点（現状は鳥栖局（宿町）、曾根崎局の2箇所）。
騒音環境基準の評価対象地点は、市の測定地点（現状は沿道、一般環境の2箇所）。
市民満足度は、市民アンケートによる「満足」と「やや満足」の合計割合。

※7 エコカー：本計画では、低排出ガスや低燃費のガソリン車およびディーゼル車や、ハイブリッド車（プラグインハイブリッド車も含む）、天然ガス車、電気自動車、燃料電池車などの環境性能の高い車を「エコカー」と総称している。

各主体の取組

取組の方向性	市民の取組	事業者の取組	行政の取組
住環境への負荷の削減	◆生活の中で発生する環境負荷を最小限にとどめます。(例：停車時のアイドリングストップ、野焼きをしないなど)	◆事業活動に伴って発生する排気ガス・騒音などを減らします。	◆環境負荷の発生源となる工場・事業所に対し、法令に基づく指導や啓発を行います。
大気・騒音などの調査・監視	◆行政が行う大気調査などに協力します。【協】	<製造業者など> ◆工場・作業場などから発生する排気ガス・騒音などの実態やその低減対策の情報を積極的に開示します。【情】	◆大気・騒音・有害化学物質などの環境調査を行います。県や周辺市町と連携し、観測体制の充実を図ります。【協】【情】
エコドライブやエコカーの普及	◆エコドライブに努めます。(例：停車時のアイドリングストップ、急加速を避ける) ◆車を買換える際には、エコカーを優先的に選びます。	◆エコドライブに努めます。(例：停車時のアイドリングストップ、急加速を避ける) ◆事業用車両の生活道路への進入をできるだけ避けます。 ◆事業用車両をエコカーへ更新します。	◆エコドライブの普及啓発や、エコカーの普及を進めます。【情】
公共交通や自転車などの利用促進	◆出かける際は、できるだけ徒歩・自転車・公共交通機関を使います。【子】	◆移動や輸送の手段として、できるだけ徒歩・自転車・公共交通機関を使います。 ◆従業員に対し、車以外の通勤を奨励します。	◆「地域公共交通総合連携計画」に基づき、地域公共交通の利用を促進します。【情】 ◆徒歩や自転車を利用しやすい環境を整えます。



教えて!とっとちゃん… エコドライブを始めよう!



地球温暖化対策の取組の1つであるエコドライブ(環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用)に「エコドライブ10のすすめ」があるよ。

- ①ふんわりアクセル「eスタート」 ②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転 ③減速時は早めにアクセルを離そう ④エアコンの使用は適切に ⑤ムダなアイドリングはやめよう ⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう ⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備 ⑧不要な荷物はおろそう ⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう ⑩自分の燃費を把握しようの10項目だよ。

地球、人そして財布に優しいエコドライブを実践してみよう!

<取組の柱 5> 地球温暖化を防ぐ

取組の方向性

- ◇ 「鳥栖市地球温暖化対策実行計画 区域施策編」^{※8}の運用
- ◇ エコライフ^{※9}の推進
- ◇ 省エネ製品や、環境に配慮した建物の普及
- ◇ 環境に優しい移動手段の普及

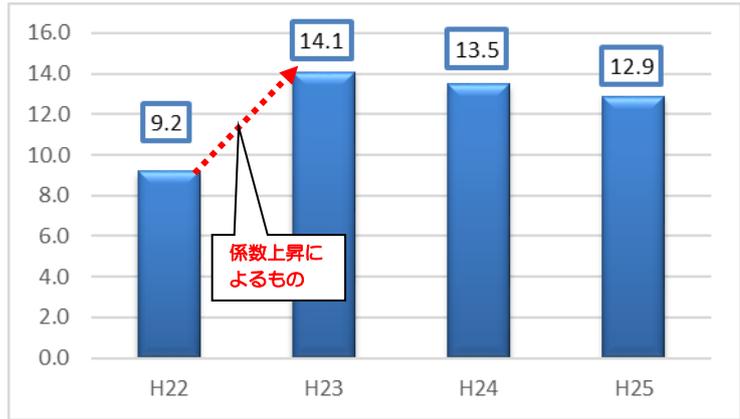
現状と課題

鳥栖市では、平成25年3月に「鳥栖市地球温暖化対策実行計画 区域施策編」を策定し、取組を進めてきました。平成25年度の市民1人あたりCO2排出量は約12.9tになっており、減少傾向にあります。また、市民1人あたりの電気使用量も、節電意識の向上や省エネ設備の普及などの要因により減少傾向にあります。

なお、平成23年度にCO2排出量が増加した主な要因は、東日本大震災の影響で、原子力発電所の運転が相次いで停止し、火力発電が増加したことで、算出の根拠となる電気の排出係数が上がったことが挙げられます。

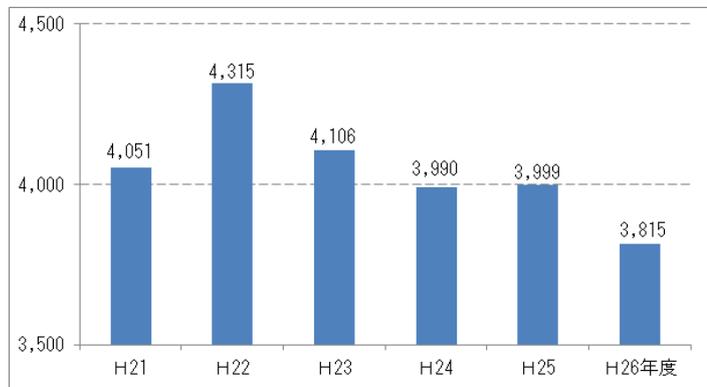
平成28年11月に2020年度（平成32年）以降の地球温暖化対策を定めた「パリ協定」が発効され、我が国も温室効果ガスの削減に向けた取組をさらに推進していくとしています。

このことから、鳥栖市では、今後も節電意識を高い状態に維持しつづける施策や啓発活動が重要になってきます。



市民1人あたりCO2排出量（単位: t）

資料）環境省 部門別CO2排出量の現況推計



市民1人あたり年間電気使用量（単位: kWh）

資料）平成27年版鳥栖市統計書

取組の目標

指標	現状（平成25年度）	目標（平成33年度）
1人あたりCO2排出量	12.9 t/人/年	9.4 t/人/年

※8 鳥栖市地球温暖化対策実行計画 区域施策編：鳥栖市の自然的・社会的条件に即した、温室効果ガスの排出抑制のための取組・目標をまとめた計画。

※9 エコライフ：本計画では、日常生活や事業活動による地球環境への影響を認識し、環境に配慮した行動に取り組むことを「エコライフ」と表現している。

各主体の取組

取組の方向性	市民の取組	事業者の取組	行政の取組
「鳥栖市地球温暖化対策実行計画 区域施策編」の運用	◆「鳥栖市地球温暖化対策実行計画 区域施策編」の運用に協力します。【協】	◆「鳥栖市地球温暖化対策実行計画 区域施策編」の運用に協力します。【協】	◆「鳥栖市地球温暖化対策実行計画 区域施策編」運用します。【協】
エコライフの推進	◆エネルギーや資源を無駄にしないエコライフを送ります。【子】	◆エネルギーや資源を無駄にしない事業活動を行います。【情】 ◆環境マネジメントシステム ^{※10} を導入します。 (例：ISO14001 ^{※11} 、エコアクション 21 ^{※12} など)【情】	◆市報などによりエコライフの普及啓発を進めます。【情】 ◆事業者の環境マネジメントシステム導入を支援します。【情】
省エネ製品や、環境に配慮した建物の普及	◆家電などを買い替える際は、エネルギー効率の高いものを選びます。 ◆住宅を新築・改築する際は、高断熱化や、省エネ設備の導入、地域産材の採用など、環境に配慮します。	◆設備を更新する際は、エネルギー効率の高いものを選びます。 ◆事業所を新築・改築する際は、高断熱化や、エネルギー管理システムの導入など、環境に配慮します。	◆省エネ製品や、環境に配慮した建物の普及啓発を進めます。【情】
環境に優しい移動手段の普及	◆出かける際は、できるだけ徒歩・自転車・公共交通機関を使います。【子】 ◆車を買換える際は、エコカーを優先的に選びます。 ◆エコドライブに努めます。(例：停車時のアイドリングストップ、急加速を避ける)	◆移動や輸送の手段として、できるだけ徒歩・自転車・公共交通機関を使います。 ◆事業用車両をエコカーに更新します。 ◆エコドライブに努めます。(例：停車時のアイドリングストップ、急加速を避ける)	◆自転車・バス・電車など環境に優しい移動手段の普及啓発を進めます。【情】

※10 環境マネジメントシステム：企業などの組織が、環境を改善する方針や目標などを設定し、継続的に環境保全に向け取り組んでいくための計画・体制・手続をいう。

※11 ISO14001：環境マネジメントシステムについての様々な事項を定めた環境に関する国際標準規格。

※12 エコアクション 21：環境経営システムなどに関する認証・登録の国内制度。中小企業・学校・公共機関などを主な対象とする。

＜取組の柱6＞ ごみを減らす

取組の方向性

- ◇ 4R^{※13}運動の推進
- ◇ 資源回収の推進
- ◇ ごみ処理に関する新たな取組の検討

現状と課題

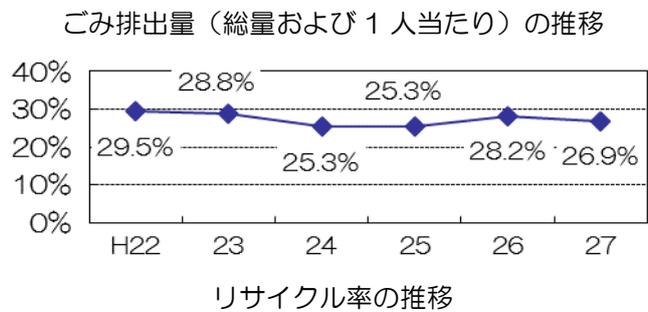
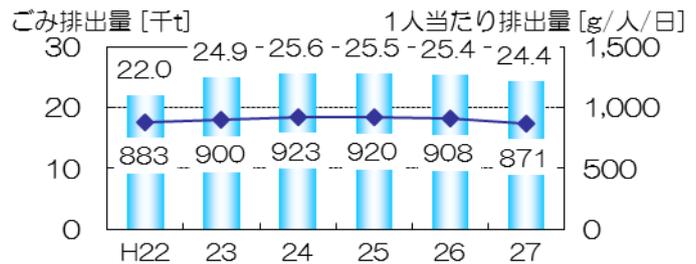
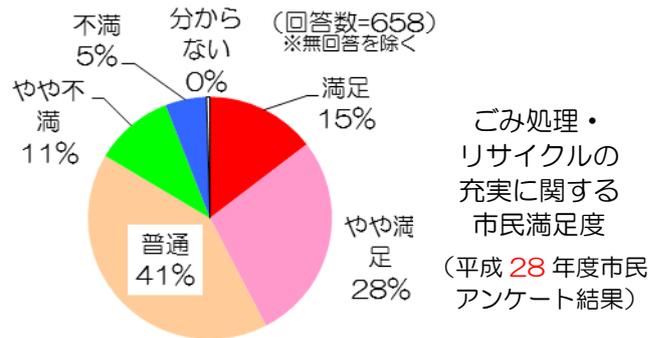
「ごみ処理・リサイクルの充実に関する市民満足度」(満足+やや満足)は**43%**であり、前回(H23年度)と比べて、**2%**減少しています。

ごみ排出量は、**H24年度をピークに近年は減少傾向にあります**。この期間、鳥栖市の人口は増加しているものの、1人当たりごみ排出量は減少していることがその要因です。

また、リサイクル率は、**近年、25～30%の間で推移しています**。

ごみに関する問題は、**少しずつですが着実に改善している**といえます。これは、市民・事業者の努力や、**資源回収団体への補助制度をはじめ、家庭用生ごみ処理機の購入補助、町区におけるコンテナ分別収集などの取組の成果**と言えます。

しかし、鳥栖市では今後も人口・事業所数が増加すると予想されるため、取組の継続・強化を図るとともに、**一人ひとりがごみを減らそうという意識をもって生活し、循環型社会の形成のため、市民・事業者・行政それぞれが連携・協力してごみの減量化・リサイクルに取り組むことが重要**です。



取組の目標

指標	策定時 (H23年度)	現状 (H28年度)	目標 (H33年度)
1人1日あたりごみ排出量(資源物以外)	883 g/人/日	871 g/人/日	846 g/人/日
リサイクル率	29.5%	26.9%	28.3%

注：1人1日あたりごみ排出量(資源物以外) = 総排出量(資源物以外) ÷ 人口(10月1日時点) ÷ 年間日数
 リサイクル率 = (資源化量 + 集団回収量) ÷ (ごみ排出量 + 集団回収量)

※13 4R：ごみを減らすための考え方で、Refuse (リフューズ：ごみ発生回避)、Reduce (リデュース：ごみ減量)、Reuse (リユース：再使用)、Recycle (リサイクル：再生利用) の頭文字であるRをとったもの。

各主体の取組

取組の方向性	市民の取組	事業者の取組	行政の取組
4R 運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 4R 運動を進めます。 （例：本当に必要なものだけ買う、エコバッグで買物し過剰包装を断る、ごみを出すときは水切りや分別を徹底する、ものをできるだけ長く使うなど）【子】 ◆ 4R の取組を行う小売店・スーパーなどで積極的に買物をします。【子】 <p><市民活動団体など></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ フリーマーケットなどのイベントを開催します。【協】【情】 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 4R 運動を進めます。 （例：ごみの削減、分別、リサイクルの徹底など）【情】 ◆ 環境マネジメントシステムを導入します。 （例：ISO14001、エコアクション21 など） ◆ フリーマーケットなどのイベントを支援します。【協】 <p><小売業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 量り売りやバラ売りを積極的に行います。 ◆ レジ袋を使用しない買物客を優遇するサービスを行います。【情】 <p><製造業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 小売業と連携し、自社の製造品などを自社で回収・再資源化するしくみをつくりまします。【協】 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民・事業者に対し、4R 運動の普及啓発を進めます。【情】 ◆ フリーマーケットなどのイベントを支援します。【協】【情】 ◆ 鳥栖・三養基西部環境施設組合（鳥栖市・上峰町・みやき町で構成）のごみ減量化部会において広域的なごみ処理体制の構築・強化を進めます。【情】 ◆ 小売業者・業界団体などと連携し、過剰包装の抑制を呼びかけます。【協】【情】
資源回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 資源回収に協力・参加します。【子】【協】 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 資源物の店頭回収を行います。【協】 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 資源回収を行います。 ◆ 資源物の店頭回収や集団回収などを支援します。【協】
ごみ処理に関する新たな取組の検討	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ごみ処理に関する新たな取組の検討・実施に協力します。【協】 	<p><廃棄物処理業者など></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 行政と連携し、バイオマス資源^{※14}の有効活用を検討します。【協】 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ごみおよび資源物のよりよい収集・処理方法を検討します。 ◆ 事業者と連携し、バイオマス資源の有効活用を検討します。【協】

※14バイオマス資源：再生可能な生物由来の有機性資源で、石炭や原油などの化石資源を除いたもの。具体的には、食品廃棄物や家畜排せつ物などがある。

<取組の柱 7> 行動する人を育てる

取組の方向性

- ◇ ライフステージや立場に応じた環境教育の実施
- ◇ 教育現場における環境教育の推進
- ◇ 環境教育の拠点づくり
- ◇ 環境情報の提供体制の充実

現状と課題

市民アンケートによれば、「環境教育の充実に関する市民満足度」（満足+やや満足）は25%であり、前回（H23年度）と比べて、6%増加しています。

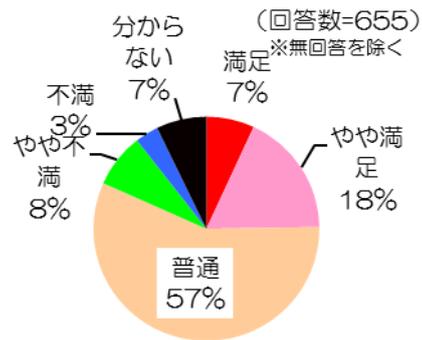
しかし、一方では、環境をテーマとする講演会などへの参加意向が12%となっており、4%減少しています。

鳥栖市では、全小学校で「地球温暖化について」の出前講座を実施し、環境教育を推進しています。また、地区のまちづくり推進センターでは環境をテーマとする講座などが開催されています。

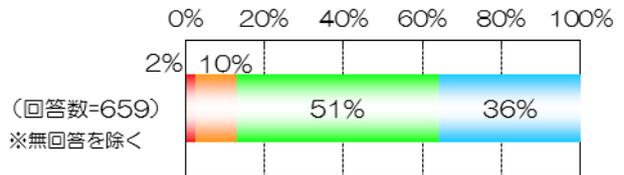
また、中学校の職場体験学習の中で、環境担当部署での生徒の受入れも行っていきます。

事業者においても環境教育は必要です。環境保全に対する従業員の意識を高め取組を促すことは、職場の環境負荷低減のみならず、事業そのものを環境にいいものにしていく基盤となります。また、企業の社会的責任の面からも重要です。

市民・事業者が、環境問題に関心を持ち、正しく理解し、そして、行動していきことができるように、引き続き、家庭、学校、職場及び地域での環境教育を推進していくことが重要です。



環境教育の充実に関する市民満足度 (平成28年度 市民アンケート結果)



環境をテーマとする講演会・勉強会への参加意向 (平成28年度 市民アンケート結果)

取組の目標

指標	策定時 (H23年度)	現状 (H28年度)	目標 (H33年度)
環境教育の充実に関する市民満足度	19%	25%	30%
環境をテーマとする講演会・勉強会などへの参加意向	16%	12%	25%

注：市民満足度は、市民アンケートによる「満足」と「やや満足」の合計割合。

講演会・勉強会などへの参加意向は、アンケートによる「現在参加」と「かつて参加」の合計割合。

各主体の取組

取組の方向性	市民の取組	事業者の取組	行政の取組
ライフステージや立場に応じた環境教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆一人ひとりが環境に関心をもち、学びます。【子】 ◆家庭や地域において、環境教育を実施します。【子】 	<ul style="list-style-type: none"> ◆従業員や顧客に対する環境教育を行います。 (例：環境教育研修や、環境をテーマとする講演会の実施など)【情】 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ライフステージや立場に応じた環境教育の実施・支援を行います。 (例：地区公民館（まちづくり推進センター）での環境講座など)【情】
教育現場における環境教育の推進	<p><市民活動団体など></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆専門知識をもつ人材の派遣など、教育現場における環境教育を支援します。【協】 	<ul style="list-style-type: none"> ◆専門知識をもつ人材の派遣など、教育現場における環境教育を支援します。【協】 	<ul style="list-style-type: none"> ◆教育現場における環境教育を進めます。(例：総合的な学習の時間の活用、自然体験活動の推進、外部専門家の活用など)【協】
環境教育の拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆様々な場所で行われる環境教育に積極的に参加します。【子】 	<ul style="list-style-type: none"> ◆所有する施設や土地などを、環境教育の場として開放します。また、それらを活用した環境教育を行います。【情】 	<ul style="list-style-type: none"> ◆既存施設において、環境教育が実施できるようにします。(例：図書館、リサイクルプラザ、地区公民館（まちづくり推進センター）など)【情】
環境情報の提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境情報を入手し、学びます。【子】 	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境情報を入手し、学びます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「環境レポート」(36ページ)などを通じ、環境情報を広く提供します。【情】



教えて!とっちゃん … 「PM2.5」の話



「PM2.5（微小粒子状物質）」は、大気中に浮遊している2.5 μ m（1mmの400分の1）以下の非常に小さな粒子のことで、自動車の排気ガスや空気中のガスの化学反応に由来する粒子であると推測されているよ。

肺の奥深くまで入りやすく、ぜん息や気管支炎など呼吸疾患や循環器系へ影響があると心配されているよ。用心してね！

PM2.5（微小粒子状物質）濃度は季節による変動があり、冬から春の季節にかけては上昇する傾向があるみたいだよ。

濃度が高くなると予想される日は、不要不急の外出や、窓の開閉を極力控えるなどの対策をお願いします。

<取組の柱 8> 環境を守る取組を応援する

取組の方向性

- ◇ 市民活動団体が行う環境保全取組の応援
- ◇ 事業者が行う環境保全取組の応援
- ◇ 鳥栖市環境保全協議会が行う環境保全取組の応援

現状と課題

鳥栖市内では、多くの市民活動団体が環境保全活動に取り組んでいます。環境問題が複雑化し、行政のみの力では解決が難しい現在、市民活動団体に期待される役割は大きくなっています。一方で、多くの団体が人員や資金面の不足などの課題に悩まされており、市民活動団体を支援していくことが重要です。

とす市民活動センターでは、市民活動の支援や、市民・事業者・行政の交流およびネットワークづくりが行われています。センターの機能を強化していくことで、市民や事業者の自主的な活動が広がっていくことでしょう。また、市民・市民活動団体・事業者・行政により構成される鳥栖市環境保全協議会が、清掃活動などの様々な環境保全に対する啓発活動を行っています。

また、鳥栖市は、ごみ減量化・リサイクル及び環境保全を積極的に取り組む事業所をエコ・ショップ、エコ・オフィスとして認定し、ホームページで紹介することで活動を応援しています。

環境に配慮した取り組みの輪を広げ、事業所における環境保全活動への取組意識の高揚を図り、自主的な活動を一層促進することで、環境に配慮した商品・サービスの普及を促し経済活動をより持続可能なものに変えていくことにつながります。



とす市民活動センター



エコ・ショップ、エコ・オフィス認定章

取組の目標

指標	策定時（H23年度）	現状（H28年度）	目標（平成33年度）
環境分野の市民活動団体の会員数	290人	311人	400人
環境保全活動への参加度合い	69%	68%	80%
環境に配慮した製品を購入している割合	61%	53%	70%

注：環境分野の市民活動団体の会員数は、「鳥栖市市民活動団体ガイドブック」に登録されている団体の会員数。

環境保全活動への参加度合いは、アンケート設問で示す活動のうちいずれか1つでも参加している割合。

環境に配慮した製品を購入している割合は、アンケートで「環境に配慮した製品を購入している」との回答割合。

各主体の取組

取組の方向性	市民の取組	事業者の取組	行政の取組
市民活動団体が行う環境保全取組の応援	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民活動団体が行う環境保全活動に積極的に参加します。【子】 ◆市民活動に関する情報源として、とす市民活動センターを積極的に利用します。【子】 ◆応援したい市民活動団体に対し、資金や物資を寄附します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民活動団体の活動を積極的に支援します。 (例：人材派遣、活動場所の提供、経済的支援など)【協】【情】 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民活動団体に関する情報を広くPRします。【情】 ◆とす市民活動センターが行う事業を推進します。あわせて、各団体に利用してもらえよう働きかけます。【情】 ◆市民活動団体に対し、市民活動支援補助金を交付します。 ◆環境保全の取組のうち、市民活動団体と協働できるものは、積極的に協働で行います。
事業者が行う環境保全取組の応援	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境に配慮した商品・サービスを優先して購入します。【子】 ◆有機栽培・低農薬栽培や、地元で栽培された農産物を優先的に購入します。【子】 	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境に配慮した商品・サービスを開発・提供します。(例：省エネ機器、環境保全型農業、再生資源を使った製品など) ◆CSR活動の一環で、環境保全の取組を行います。【協】【情】 	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境に配慮した商品・サービスなどを提供する事業者を広くPRします。【情】 ◆環境保全の取組を行う事業者を支援します。
鳥栖市環境保全協議会が行う環境保全取組の応援	<ul style="list-style-type: none"> ◆鳥栖市環境保全協議会が行う啓発活動に参加します。【子】 	<ul style="list-style-type: none"> ◆鳥栖市環境保全協議会が行う啓発活動に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆鳥栖市環境保全協議会と連携した啓発活動を進めます。【協】【情】



教えて!とっちゃん… 地球温暖化対策のための税の導入



「地球温暖化対策のための税」とは、低炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入や省エネ対策をはじめとする地球温暖化対策(エネルギー起源CO₂排出抑制対策)を強化するため、平成24年10月1日から段階的に施行され、平成28年4月1日に導入当初に予定されていた最終税率への引上げが完了しました。本税制は、石油・天然ガス・石炭といったすべての化石燃料の利用に対し、環境負荷(CO₂排出量)に応じて広く公平に負担を求めるものだ。

この税収は、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源CO₂排出抑制の諸施策に活用されるみだ。

環境省の試算によると、この税による追加的な家計負担は、年間のエネルギー消費量が平均的な世帯で、月で100円、年間で1,200円と見込まれているんだ。

エネルギー・地球温暖化問題の解決には、みんなの理解と協力が必要なんだ!

第4章

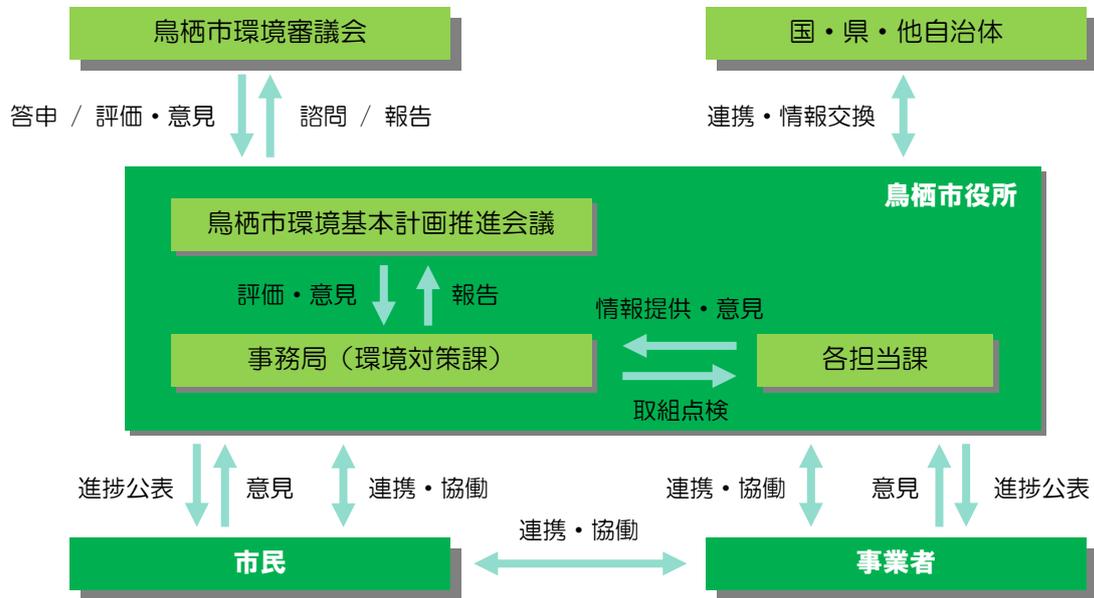
計画の進行管理

- 進行管理の体制
- 進行管理の考え方
- 進捗状況の公表

進行管理の体制

本計画は、市民・事業者・行政の各主体それぞれが意識をもって取組を進めることと、協働により取組を進めることによって推進されるものです。

計画の進行管理は、以下のような体制で進めます。



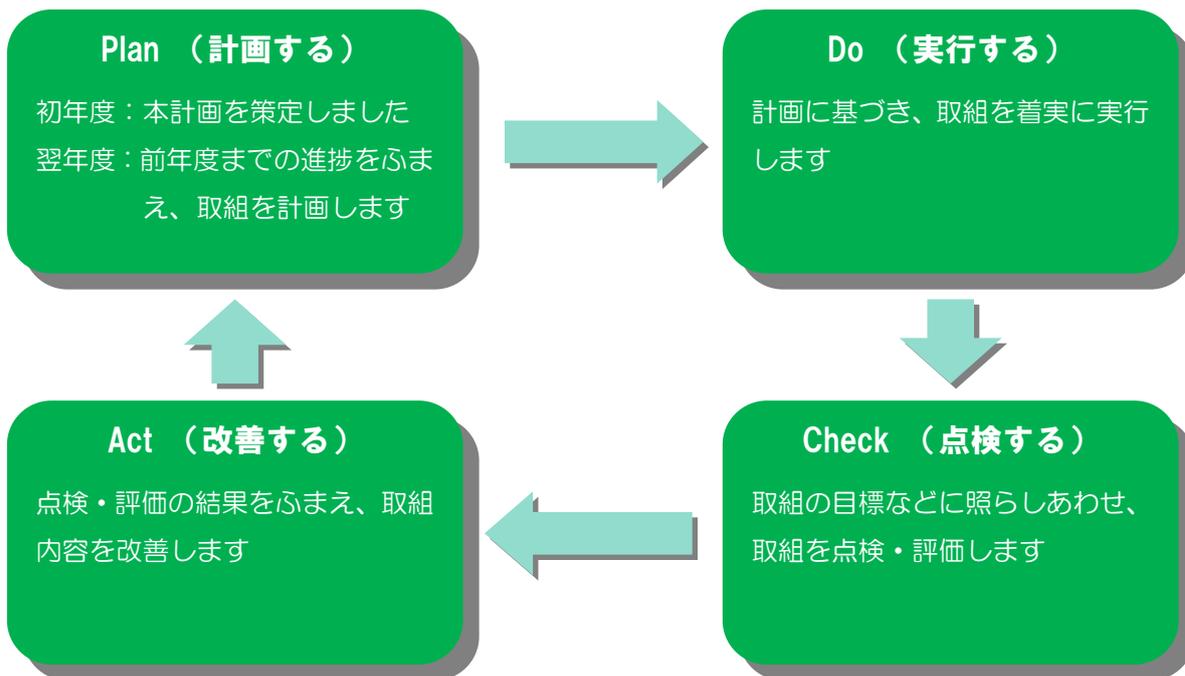
鳥栖市環境審議会 および 鳥栖市環境基本計画推進会議 について

名称	役割
鳥栖市環境審議会	鳥栖市環境基本条例に基づき、市民・団体の代表者・学識経験者などで構成される組織です。計画の進捗評価を含む、環境保全に関する基本的な事項を審議します。
鳥栖市環境基本計画推進会議	庁内関係部課で構成される組織です。計画の進捗状況の把握や、制度などの検討、施策の調整を行います。

進行管理の考え方

本計画を実効性あるものとしていくためには、「取組の計画」⇒「計画に沿って実行」⇒「進捗状況や効果の点検・評価」⇒「浮かび上がった課題をふまえて改善」というプロセスをとることが重要です。

これらの一連のプロセスは、「Plan（計画）⇒ Do（実行）⇒ Check（点検）⇒ Act（改善）」の頭文字を取り、PDCA サイクルと呼ばれます。本計画は、このPDCA サイクルの考え方により進行管理を行います。



進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、「環境レポート」および「環境事業計画書」により、公表します。

名称	内容
環境レポート	本計画に基づき、環境保全の取組の進捗状況を毎年報告するものです。進捗報告とあわせ、各主体（市民・事業者・行政）の具体的な取組の紹介なども記載します。
環境事業計画書	本計画に基づき、市が年度ごとに実施する環境事業やデータを記載します。また、公表することで協働のきっかけとなることも期待します。

資料編

- 鳥栖市環境基本条例
- 計画の策定経過
- 鳥栖市環境審議会名簿
- 鳥栖市環境審議会からの答申
- 鳥栖市環境基本計画推進会議名簿
- 市民・事業者アンケート

鳥栖市環境基本条例

平成 14 年 9 月 30 日

条例第 19 号

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全（良好な環境の創造を含む。以下同じ。）について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動が環境に及ぼす影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で快適な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全は、市民が健康で快適な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として、市、事業者及び市民のそれぞれの責務に応じた役割分担のもとに、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全は、生態系及び市域の自然的条件に配慮し、自然と共生する都市の実現を目的として行われなければならない。

4 地球環境の保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識し、その事業活動及び日常生活において、積極的に行われなければならない。

（市の責務）

第 4 条 市は、前条に規定する環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第 6 条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の策定等に係る指針)

第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるように、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用等により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を図ること。
- (4) 地域の個性を生かした良好な景観及び居住環境の形成等により、潤いと安らぎのある快適な環境を創造すること。
- (5) 歴史的文化的遺産等が保全されるとともに、人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(環境基本計画等)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、鳥栖市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第9条 市長は、前条の環境基本計画に基づき、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じて環境の保全を協働して実践するため、必要な事項を定めるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境の保全上の助言等)

第11条 市長は、環境の保全上の支障の防止のため必要な助言、指導又は勧告（以下「助言等」という。）を行うことができる。

2 市長は、助言等を行ったときは、関係者に対し必要な報告を求めることができる。

(市民等の活動への支援)

第12条 市は、市民及び事業者（以下「市民等」という。）が行う環境への負荷の低減その他の環境の保全に資する活動が促進されるように、必要な支援の措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第13条 市は、市民等が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興、環境の保全に関する広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 14 条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進並びに環境の保全に関する教育及び学習の振興に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第 15 条 市は、環境の状況の把握その他の環境の保全に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(施策の推進体制の整備等)

第 16 条 市は、各関係機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、市民等と協力し、環境の保全に関する施策を効果的に推進するための体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 17 条 市は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

(環境審議会)

第 18 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、鳥栖市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項に関すること。

3 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市民及び団体の代表者

(2) 学識経験を有する者

5 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

計画の策定経過

作成中

鳥栖市環境審議会名簿

役職	氏名	所属（推薦）団体等名称
会長	宮島 徹	佐賀大学
副会長	佐田 功利	鳥栖市区長連合会
委員	徳淵 薫	鳥栖商工会議所
委員	吉原 巧	一般社団法人 鳥栖青年会議所
委員	弥吉 正孝	連合佐賀東部地域協議会
委員	今村 悦子	鳥栖市地域婦人連絡協議会
委員	境 博	九州セキスイハイム工業株式会社
委員	高原 章雄	カ・コ・ウエストパワーク株式会社 鳥栖工場
委員	林 猛彦	鳥栖ロータリークラブ
委員	霧 淳嗣	鳥栖保健福祉事務所
委員	和田 秀敏	鳥栖警察署
委員	實松 清之	鳥栖基山地区小中学校校長会
委員	木村 利予	特定非営利活動法人 とす市民活動ネットワーク
委員	川淵 淳子	元環境基本計画ワークショップ委員
委員	永友 恵子	ベネッセの会



鳥栖市環境審議会の様子

鳥栖市環境審議会からの答申

作成中

鳥栖市環境基本計画推進会議名簿

役職	氏名	職名
会長	種村 昌也	副市長
委員	野田 寿	総務部長
委員／部会員	松雪 努	企画政策部長／総合政策課長
委員	詫間 聡	健康福祉みらい部長
委員／部会員	橋本 有功	市民環境部長
委員	白水 隆弘	産業経済部長／上下水道局長
委員	園木 一博	教育次長／
部会員	石丸 健一	総務課長
部会員	吉田 忠典	社会福祉課長
部会員	宮原 信	市民協働推進課長
部会員	楨原 聖二	環境対策課長
部会員	佐藤 道夫	商工振興課長
部会員	江寄 充伸	教育総務課長
部会員	野下 隆寛	管理課長



鳥栖市環境基本計画推進会議の様子

市民・事業者アンケート

目的：このアンケート調査は、市民・事業者の環境への満足度や環境保全の取組状況などを把握し、計画に反映していくことを目的に実施したものです。

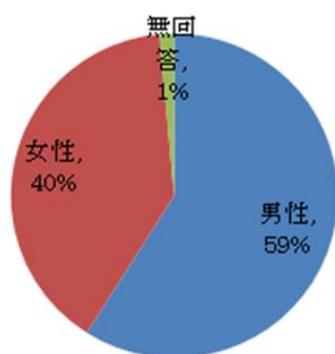
実施概要：

	①市民アンケート	②事業者アンケート
対象	市民	市内事業者
方法	嘱託員による配布・回収	無作為抽出で郵送
期間	平成28年6月～7月	平成28年6月～7月
配布数	760通	300通
回収数	690通	151通
回収率	90.8%	50.3%

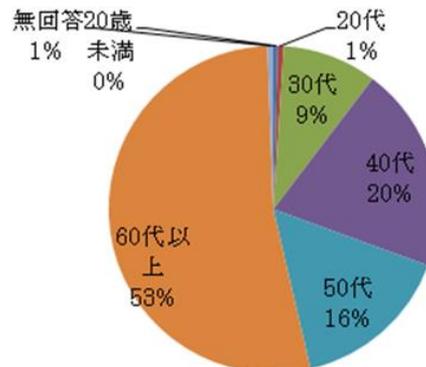
①市民アンケートについて

回答者の概要と設問内容

●性別



●年代別



●設問項目及び内容

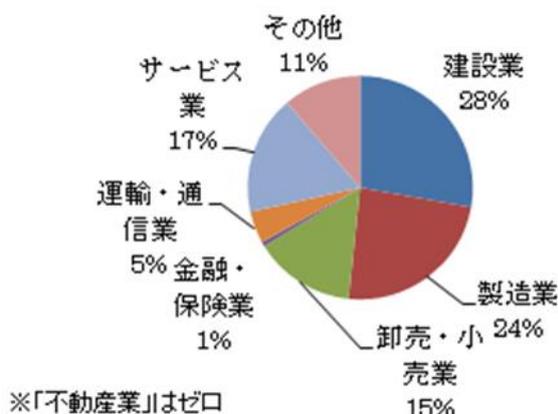
- 身近な環境の満足度について…
鳥栖市の「空気のきれいさ」や「ごみ処理・リサイクルの充実度」などの満足度や5年前と現在を比べてどのように感じるかについての質問
- 住環境の満足度について…
鳥栖市の住み心地やその理由などについての質問
- 日常生活における環境保全の取組について…
日常生活の利便性と環境保全の取組の優先度や家庭における取組状況についての質問
- 環境保全活動への参加について…
環境保全活動への参加状況や意欲についての質問
- 行政が行う環境保全の取組について…
市が行う環境に関する取組の認知度や参加意向、また、環境保全に重要だと思う施策についての質問

以上の内容について、10問のアンケート調査を実施しました。

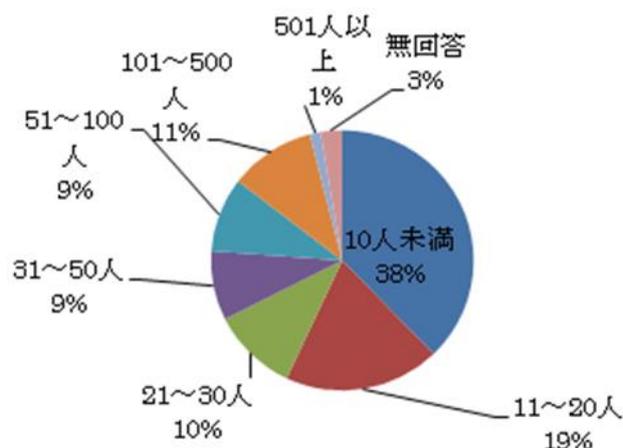
②事業者アンケートについて

回答者の概要と設問内容

●業種



●従業員の人数



●設問項目及び内容

- ・鳥栖市環境基本計画について…
計画の認知度についての質問
- ・環境問題に対する認識について…
事業活動と環境保全に関する事業所の考え方などについての質問
- ・環境マネジメントシステムについて…
ISO14001 など環境マネジメントシステムの取得の有無や取得していない理由についての質問
- ・鳥栖市のエコ・ショップ及びエコ・オフィスについて…
制度の認知度や認定の有無、認定を受けていない理由についての質問
- ・環境保全のための組織体制や、環境情報の収集・公表について…
環境保全のための組織体制や環境情報の収集・公表の状況についての質問
- ・自然環境や生活環境への配慮について…
事業活動における周辺環境への配慮の状況についての質問
- ・省エネルギー／CO2 削減の取組について…
事業所における省エネルギーや CO2 削減に関する取組状況についての質問
- ・車利用に関する取組について…
事業活動等における車利用に関する環境保全の取組状況についての質問
- ・原料調達や、廃棄物／リサイクルの取組について…
事業活動における原材料調達や廃棄物・リサイクルの取組状況についての質問
- ・事業活動を通じた取組について…
建設業、製造業及び卸売・小売業を対象に事業活動を通じた環境保全・配慮の取組状況についての質問
- ・地域における環境保全活動との関わりについて…
事業所の地域における環境保全活動との関わりの状況についての質問

以上の内容について、16問のアンケート調査を実施しました。

表紙について：

表紙のポスターは、平成28年度 環境保全に関するポスターコンクール（小学生の部、中学生の部）の金賞及び銀賞の作品です。



環境を守り、育て、子どもたちに引き継ぐための計画
～第2次鳥栖市環境基本計画（改訂版）～

平成 年 月

発行 鳥栖市環境対策課

〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町 1118 番地

電話 0942-85-3561

<http://www.city.tosu.lg.jp>